

公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正について

(環境省)

[予算関連・環境関連]

1 法案の必要性及び次期通常国会に提出する緊急性

(1) 公害健康被害補償予防協会の主たる事務所の移転

多極分散型国土形成促進法第4条第1項の移転基本方針等に基づき、公害健康被害補償予防協会(以下「協会」という。)の主たる事務所の所在地を平成15年度に東京都から神奈川県とすることとされており、関連規定を改正する必要がある。

(2) 自動車に係る費用負担方式についての所要の措置

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、大気汚染の影響による気管支ぜん息等の認定患者に対する補償給付等の財源は、協会が工場等から徴収する汚染負荷量賦課金と「別に法律で定めるところにより徴収される金員」をもって充てることとされている。後者については、制度創設時(昭和49年)から、時限的な措置として、自動車重量税収から所要額を引き当てることとされており、平成14年度をもってその期限が到来する。

従って、平成15年度以降の自動車に係る費用負担方式について所要の延長措置を講ずることが必要不可欠である(従来から日切れ扱い)。

2 法案の概要

(1) 協会の主たる事務所の移転

「東京都」を「神奈川県」とする。

(2) 自動車に係る費用負担方式についての所要の措置

自動車重量税収入の一部引当措置の期限を延長する。

(参考)

「国の行政機関等の移転促進のための今後の取組みについて」
(平成14年6月24日 国の機関等移転推進連絡会議)(抄)

「国の行政機関等の移転促進のための今後の取組みについて」(平成13年6月28日 国の機関等移転推進連絡会議)において「平成14年6月までに、組織改革の検討状況や移転計画について国の機関等移転推進連絡会議に報告する」こととされた3機関についての報告を踏まえ、平成14年1月10日の国の機関等移転推進連絡会議においてとりまとめられた移転計画を見直し、別紙のとおり定めることとする。

(以下略)

(別紙) 国の行政機関等の移転計画とりまとめ

1.・2.(略)

3. 用地取得・建物工事等に着手していない機関(12機関)

(1) 移転時期及び移転場所

省庁名	機 関	移転時期	移転場所
環境省	公害健康被害補償予防協会	平成15年度	神奈川県川崎市

(2)(略)